

知多市告示第54号

知多市地域ねこ不妊手術費用補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月29日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市地域ねこ不妊手術費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知多市地域ねこ不妊手術費用補助金（以下「補助金」という。）は、飼い主のいない猫の増加抑制を図り、地域の環境美化維持に寄与するため、地区単位で行う地域ねこの不妊手術事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において行政区の代表たる駐在員に交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成4年知多市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域ねこ 飼い主のいない猫のうち、地域の住民グループにより適正に飼養管理されている猫をいう。
- (2) 不妊手術 獣医師による雄猫に対する精巣を切除する手術及び雌猫に対する卵巣又は子宮を切除する手術をいう。
- (3) 駐在員 知多市駐在員設置に関する条例（昭和45年知多市条例第15号）に規定する駐在員をいう。
- (4) 地区 前号に規定する駐在員が管轄する各区域をいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条 市長は、地域ねこの不妊手術に要する経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の10分の10の額とし、雄猫は1匹につき6,000円、雌猫は1匹につき10,000円を限度とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする駐在員は、知多市地域ねこ不妊手術費用補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

2 申請を行う手術対象猫の数は、1申請につき雄雌合わせて10匹を上限とする。

3 市長は、申請の受付を先着順に行う。ただし、受け付けた交付申請書記載の補助対象経費の総額が当該年度の予算を超えたときは、当該超過した申請分以降の申請は受理しないものとする。

(決定の通知)

第5条 市長は、交付の決定をしたとき及びこれに条件を付けたときは、速やかに知多市地域ねこ不妊手術費用補助金交付決定通知書(第2号様式)により、その決定の内容及びこれに付けた条件を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ時期は、交付決定の通知を受けた日から7日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 補助事業を行う駐在員(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の遂行の状況に関し報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ知多市地域ねこ不妊手術費用補助金計画変更申請書(第3号様式)を提出し、その承認を受けなければならない。

(変更決定の通知)

第9条 市長は、計画変更を承認したときは、速やかに知多市地域ねこ不妊手術費用補助金変更交付決定通知書(第4号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業遅延の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由が明らかとなる事由を記載した書面を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して14日を経過した日又は翌年度の4月7日のいずれか早い期日までに、知多市地域ねこ不妊手術費用補助金実績報告書(第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(額の確定)

第12条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、知多市地域ねこ不妊手術費用補助金確定通知書(第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(交付)

第13条 補助金は、額の確定後に交付する。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知多市地域ねこ不妊手術費用補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、及び交付した補助金を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件、法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 第11条に定める期日までに実績報告書が提出されなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適當を認める事由が生じたとき。

(委任)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付の決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第4条関係）

知多市地域ねこ不妊手術費用補助金交付申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者

行政区駐在員

住 所

氏 名

印

電話番号

年度において地域ねこ活動を行うので、次のとおり知多市地域ねこ不妊手術費用補助金の交付を申請します。

交 付 申 請 額	円
補 助 事 業 の 目 的	地域ねこ活動により環境美化維持に資する
補 助 事 業 の 内 容	去勢手術をする飼い主のいない雄猫の数 ○匹 避妊手術をする飼い主のいない雌猫の数 ○匹
事 業 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
総 事 業 費	円
補 助 対 象 経 費	円
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書 3

備考 添付書類は、補助事業に関する次の事項を明らかにしなければならない。

- (1) 経費の配分、経費の使用方法、補助事業の効果その他補助事業の遂行に関する計画
- (2) 経費のうち補助金によって賄われるもの以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (3) 補助事業に関して生ずる収入に関する事項

第2号様式（第5条関係）

知多市地域ねこ不妊手術費用補助金交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

行政区駐在員

様

知多市長

印

年 月 日付で交付申請のあったことについては、次のとおり交付決定したので、知多市地域ねこ不妊手術費用補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

補助事業の名称	〇〇行政区地域ねこ活動事業
交付決定額	円
交付の条件	去勢手術をした飼い主のいない雄猫1匹につき6千円以内 避妊手術をした飼い主のいない雌猫1匹につき1万円以内

第3号様式（第8条関係）

知多市地域ねこ不妊手術費用補助金計画変更申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者

行政区駐在員

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で交付決定を受けた事業について、
計画を変更したいので、次のとおり申請します。

補助事業の名称	〇〇行政区地域ねこ活動事業
変更後の補助金額	円
計画変更の理由	予定していた不妊手術数を変更するため
計画変更の内容	去勢手術をする飼い主のいない雄猫 匹 ⇒ 匹 避妊手術をする飼い主のいない雌猫 匹 ⇒ 匹

備考 「計画変更の内容」欄は、交付申請書に記載した事項又は添付書類に記載した事項
について、変更前と変更後が比較対照できるように記載しなければならない。

第4号様式（第9条関係）

知多市地域ねこ不妊手術費用補助金変更交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

行政区駐在員

様

知多市長 印

年 月 日付け計画変更申請書により、年 月 日付け知多市
指令 第 号で通知した交付決定について次のとおり変更決定したので、知多市地域
ねこ不妊手術費用補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助事業の名称	〇〇行政区地域ねこ活動事業
変更交付決定額	円
交付の条件	計画変更申請書のとおり実施すること

第5号様式（第11条関係）

知多市地域ねこ不妊手術費用補助金実績報告書

年 月 日

知多市長 様

申請者

行政区駐在員

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

補助事業の名称	〇〇行政区地域ねこ活動事業
交付決定額	円
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書 3

第6号様式（第12条関係）

知多市地域ねこ不妊手術費用補助金確定通知書

知 発第 号
年 月 日

行政区駐在員
様

知多市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、知多市地域ねこ不妊手術費用補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

補助事業の名称	〇〇行政区地域ねこ活動事業
交付決定額	円
確定額	円

第7号様式（第13条関係）

知多市地域ねこ不妊手術費用補助金交付請求書

年 月 日

知多市長 様

申請者

行政区駐在員

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け知 発第 号で補助金額の確定を受けた補助事業について、次のとおり請求します。

補助事業の名称	〇〇行政区地域ねこ活動事業		
請求金額	円		
確定額	円		
振込口座	金融機関名		
	店名		
	預金種別		口座番号
	フリガナ		
	口座名義人		